

## 灯油給油に関する仕様書

### 1 規格 J I S 1号

#### 2 入札番号6番

##### (1) 給油対象施設及び予定数量

施設名	住所	予定数量
旭川聖苑	東旭川町倉沼62番地の33	
旭川市総合防災センター	東光27条8丁目	187,000L

##### (2) 留意事項

###### ア 「旭川聖苑」関係

- (ア) 給油口は、ボックス型であることから、給油ボックスとの干渉による破損を避けるため、延長用のジョイントを使用すること。
- (イ) 給油タンクは2個（各20,000リットル）あり、給油口（規格65A・ねじ式）は各1か所ある。
- (ウ) 運搬車両から給油口までの距離は約6mであることから、必要に応じて延長ホースを準備すること。
- (エ) 搬入日及び時間帯は、旭川聖苑（39-7890）と事前に協議調整すること。  
※旭川聖苑は通常、友引日のみ休業している。

(オ) 物品、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに旭川聖苑へ連絡し、納入業者において原状回復を行うこと。

(カ) 1回の発注量は概ね20,000リットル（10,000リットルで給油する場合あり。）となるが、一度で給油を行うこと。

###### イ 「旭川市総合防災センター」関係

(ア) 給油口は、ボックス型であることから、給油ボックスとの干渉による破損を避けるため、延長用のジョイントを使用すること。

(イ) 給油タンクは2個（各30,000リットル）あり、給油口（規格65A・ねじ式）は各1か所ある。

(ウ) 搬入日及び時間帯は、消防本部指令課（33-9961）と事前に協議調整すること。

(エ) 物品、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに消防本部指令課へ連絡し、納入業者において原状回復を行うこと。

(オ) 1回の発注量は概ね10,000リットル（発注量が増減する場合あり。）となるが、一度で給油を行うこと。

#### 3 入札番号7番

##### (1) 給油対象施設及び予定数量

施設名	住所	予定数量
新町小学校	4条西3丁目	
神楽岡小学校	神楽岡14条3丁目	86,000L

##### (2) 留意事項

###### ア 搬入日及び時間帯は、学校側と事前に協議調整すること。

(ア) 新町小学校 22-8317

(イ) 神楽岡小学校 65-6368

イ 物品、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに学校に連絡し、指示確認後、納入業者において原状回復を行うこと。

ウ 1回の発注量は概ね6,000リットルを原則とする。

#### 4 単価変更

契約単価の変更は、別に定める「灯油の競争入札における契約単価の変更基準」に基づき行うものとする。

## 灯油の競争入札における契約単価の変更基準

灯油の競争入札における契約単価の変更は、次のとおり行うものとする。

### 1 定義

#### (1) 調査基準日

各月の11日から17日（17日が祝日の場合は18日）までの間において、資源エネルギー庁が週次調査を行う日

#### (2) 調査価格

調査基準日における、資源エネルギー庁が公表している北海道局の配達灯油の週次価格（18リットル当たりの消費税等を含む価格）

### 2 変更基準

(1) 契約期間の第1月においては、当該月の調査価格と入札を実施する週の調査価格の差が1.98円以上あった場合に、当該月の1日に遡り契約単価の変更を行うものとする。

(2) 契約期間の第2月及び第3月においては、当該月の調査価格と前月の調査価格の差が1.98円以上あった場合に、当該月の1日に遡り契約単価の変更を行うものとする。

### 3 2の(1)(2)に基づく変更後の契約単価は、次の計算式による。

$$(1) \cdot \text{当該月の調査価格} - \text{入札実施日の属する週の調査価格} = \text{価格差} \quad \cdots A$$

$$\cdot A \times 1/18 \times 100/110 = \text{消費税等を除く1リットル当たりの価格差} \quad \cdots B$$

$$\cdot \text{変更前の消費税等を除く契約単価} + B = \text{変更後の消費税等を除く契約単価} \quad \cdots C$$

$$\cdot C \times 110/100 = \text{変更後の消費税等を含む契約単価} \quad \cdots D$$

$$(2) \cdot \text{当該月の調査価格} - \text{前月の調査価格} = \text{価格差} \quad \cdots A$$

$$\cdot A \times 1/18 \times 100/110 = \text{消費税等を除く1リットル当たりの価格差} \quad \cdots B$$

$$\cdot \text{変更前の消費税等を除く契約単価} + B = \text{変更後の消費税等を除く契約単価} \quad \cdots C$$

$$\cdot C \times 110/100 = \text{変更後の消費税等を含む契約単価} \quad \cdots D$$

4 この変更基準で用いる価格の小数点以下の取扱いについて、消費税等を除く価格については小数点第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。また、消費税等を含む価格については小数点第3位までとする。

5 前各項の規定にかかわらず、税制改正等当初予測できない特別の事情が発生し、1から4までに定める基準によりがたい場合は、両者協議の上、決定する。